

選挙人名簿管理業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 移行対象は選挙人名簿データのみとし、有権者に加え、表示有権者までを対象とする。

(2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 住民投票は、団体により仕様が異なるため中間標準レイアウト仕様では定義していない。

【データ移行の留意事項】

- 検察審査会・裁判員制度・国民投票は、住民基本台帳・選挙人名簿から作成するため移行対象外とする。
- 選挙期間中のデータ移行は考慮しない。
- 生年月日、異動日、届出日の不詳は想定しない。不詳日がある場合は新旧システム間の協議により妥当な日付を設定すること。

【その他】

- 移行先システムにおける最初の選挙人名簿更新における抹消者統計は、新旧システムの抹消者数を合算するものとする。